

## 平成 20 年度練馬まちづくりセンター事業計画

## 1 まちづくりに関する調査・研究およびその成果の普及

## (1) まちづくりに関する調査・研究

住民参加・協働型のまちづくりを進めていくための調査・研究活動を行う。平成 20 年度は新たに、練馬まちづくりアーカイブス構築（練馬区の区民参加型まちづくり史の収集整理）のための取り組みや、まちにある様々なものを練馬らしい特色ある地域資源として発掘するためのまち歩きなどを実施する。

## (2) みどりに関する取り組み

練馬区におけるみどりを育む活動を推進するため、区内のみどりの資源的価値を把握するためのシステム検討など、みどり空間の保全・創出に向けた方策についての調査・研究を行う。また、区内において動植物が生息・生育し、次代を担う子どもたちが身近に触れる生命を増やし、みどりが質的に豊かになるネットワークや仕組みのアイデア提案集として、「(仮称) 練馬区いきものネットワーク構想」の調査・研究を開始する。

## (3) 農地と共生したまちづくりに関する調査・研究

19 年度に引き続き、練馬区の「みどり 30 推進計画」に基づく区からの受託事業として、農地や樹林地等のある地域で、みどりと共生したまちづくりを進めるための課題や支援方策について、調査・研究を行う。

## (4) 市民まちづくり支援・都市ネットワーク会議

19 年度に設立された、他自治体のまちづくり支援機関とのネットワーク会議に参加し、まちづくり活動助成の仕組みや各種事業の PR 方法その他について情報交換および協議を行う。また、ネットワーク会議参加団体との協働による事業実施を検討する。

<参加団体>財団法人世田谷トラストまちづくり、財団法人まちみらい千代田、財団法人練馬区都市整備公社練馬まちづくりセンター、財団法人としま未来文化財団、草加市、財団法人名古屋都市センター、高知市・高知市市民活動サポートセンター、福山市（市民局協働のまちづくり課）、横浜市・横浜市市民活動支援センター運営委員会

## (5) インターンシップ（学生実習生受入れ）制度の実施

学生がまちづくりセンターでの就業体験を通して職業意識を高めるとともに、センター職員が実習生の教育を行うことを通じて、自己啓発の契機を得ることを目的として、大学および高等専門学校等の学生に対し、インターンシッププログラムを実施する。

＜実施予定時期＞

平成 20 年 7 月～9 月

## (6) まちづくりセンター運営協議会の開催

まちづくりセンターが適切公正な運営や効果的な事業を行うよう助言を行う組織として、学識経験者や公募区民など 10 名の委員による「練馬まちづくりセンター運営協議会」を設置している。年 4 回程度会議を開催し、センターの企画運営・事業展開などについて協議する。

## 2 まちづくりに関する相談、助言および支援

## (1) 練馬区まちづくり条例に基づく専門家派遣

条例に基づき大規模建築物の建築、増築、用途変更などが計画された際、周辺住民と事業者が建築計画について話し合うときに、第三者の立場からアドバイスを行う事業を、区からの受託事業として実施する。専門家は原則、弁護士、一級建築士、都市計画または建築に関する学識経験者の 3 名一組で、1 案件につき 3 回まで派遣を行う。

また、条例に規定されている総合型地区まちづくり等の協議会および準備会に対するコンサルタント派遣についても、同様に事業を実施する。

## (2) まちづくり相談と地区まちづくり支援

まちづくりセンター窓口において、区民や区内の地権者等が抱えるまちづくりに関する様々な相談にセンター職員が対応するほか、必要に応じてセンター職員が地域に出向いての対応や専門家の派遣も行う。

特に下記対象地区に対しては積極的に働きかけを行い、地区計画等による地区まちづくりの合意形成をサポートする。また、センター職員や専門家を積極的に派遣する。

＜対象地区＞

- ・城南住宅地区（向山三丁目）
- ・高野台五丁目地区
- ・武蔵関建築協定地区（関町北三丁目）

## (3) 区民主体のまちづくり活動に関する支援

センターの登録団体に対し、まちづくり活動に必要な打合せ・作業スペースの提供を行うとともに、複写機や印刷機等の貸出（有料）を行う。また、活動の場でも利用できるプロジェクター、ワイヤレスアンプ・マイク（有料）やポラロイドカメラ等（無料）の備品貸出も実施する。

なお、センターの営業時間は、平日（月～金曜日）の午前9時から午後5時までであるが、利用者の利便を考慮し、夜間・休日の一部営業を行う。

[夜間・休日の開室時間]

夜間：毎週水曜日 午後5時～午後9時

休日：毎月第二土曜日・日曜日 午前9時～午後5時（8月・1月を除く）

## (4) まちづくり団体への活動費助成

区民による自主的なまちづくり団体に対して、公社の自主財源を活用して団体活動費の助成を行う。なお、助成金の交付決定にあたってはプレゼンテーション方式により行う。また新たにテーマ部門を新設し、まちなかにみどりを生み出す活動について学習機会を提供しながら支援する。

<補助金総額> 300万円

<部門・対象団体>

[たまご部門] 定額3万円 × 10団体

これからまちづくり活動に取り組もうとしているグループ

[はばたき部門] 上限30万円 × 8～10団体

身近な生活空間の保全・創造を目的としたさまざまなまちづくり活動

[テーマ部門] 10万円（初年度）× 2団体

みんなで創る・楽しむという要素を含みながら、身近なまちなかのみどりを創り出す活動。

## (5) 練馬区の住民参加型協働事業に対する支援

練馬区が行う区民との協働事業や区民参加型事業について、まちづくりセンターが企画協力または運営支援等を行う。平成20年度は、前年度に引き続き区の実施する「福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業」に関して、公開審査会等の開催や事業PR等を受託事業として実施する。また同様に、区立豊玉公園をモデル公園としてユニバーサルデザインの施設改修を行うためのワークショップ開催等の事業を実施する。そして新たに、練馬区福祉のまちづくり総合計画のアクションプランの一つである「(仮称)ユニバーサルデザインイベントマニュアル」作成に取り組む。

## (6) 「建築無料相談」の後援

相談・支援事業を充実させていくため、社団法人東京都建築士事務所協会練馬支部と連携し、協会が区役所内で実施する建築無料相談事業を後援する。

(平成 16 年 1 月から実施)

## 3 まちづくりに関する普及啓発

## (1) まちづくり情報誌「こもれび」の発行

区民のまちづくりへの関心を高めるため、まちづくりセンターの各種事業を紹介するとともに、まちづくりに関する様々な情報を掲載した情報誌「こもれび」を定期発行する。なお、まちづくり活動団体の各会員への配付を拡大するため、発行部数を各号 1 万部から 1 万 2 千部に増やす。

- ・規 格 タブロイド判カラー 4 ページ
- ・発行回数 年 4 回 (発行月 4 月・7 月・10 月・1 月)
- ・発行部数 各号 12,000 部
- ・配布場所 区内公共施設、各駅広報スタンド、郵便局等

## (2) まちづくり講座の開催

区民のまちづくりに対する関心と意欲を高めるとともに、地域のまちづくりリーダーを育成することを目的として、区や区内のまちづくり関係団体と連携して、まちづくり講座を開催する。また、公募区民が中心となって企画立案から講座の開催までを担う区民企画講座や、まちづくり活動を充実させるための技術を習得するスキルアップ講座を開催する。

<実施主体>

「まちづくり講座運営会議」

東京建築士会練馬支部、NPO練馬まちづくりの会、練馬区環境まちづくり事業本部都市整備部都市計画課、練馬まちづくりセンター

<開催内容>

- ・まちづくり講座 年 6 回
- ・区民企画講座 年 1 回 (公募メンバーにより、企画から開催までを実施)
- ・スキルアップ講座 年 2 期 (3 回程度の連続講座)

(3) まちづくり交流会「練馬まちづくりの WA (わ) メッセ」の開催

区内のまちづくり活動団体がそれぞれの活動内容を発表するとともに、団体同士の情報交換・交流の場として、まちづくり交流会「練馬まちづくりの WA メッセ 2008」を開催する。

<開催予定>

日 程：5月17日（土）および18日（日）

会 場：勤労福祉会館

募集数：30団体

また、センターと WA メッセ準備委員会が地域に出向いて、区内のまちづくり活動を PR していくことを目的として、地区祭等の地域でのイベントに出展する。

(4) まちづくりに関する資料コーナー（ミニライブラリー）の設置

区民の方のまちづくり活動の参考となる図書や冊子、パンフレット等を配備した「資料コーナー」を開設し、閲覧スペースを設けるとともに、図書の貸出を実施する。

・蔵書数 約850冊（平成20年3月現在）

(5) ホームページによる情報発信

まちづくりに関する情報をより多くの方に提供していくため、まちづくりセンターが実施する事業や区民団体によるまちづくり活動等の情報を、ホームページで発信する。

ホームページアドレス <http://nerimachi.jp/>